

平成28年12月  
大東市議会  
定例会議会議案  
条例新旧対照表



印刷物番号

28-55

## も く じ

・ 議案第 8 9 号	大東市事務分掌条例 -----	2
・ 議案第 9 1 号	大東市職員の退職手当に関する条例 -----	8
	大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例 -----	1 2
・ 議案第 9 2 号	大東市市税条例 -----	1 4
	大東市市税条例の一部を改正する条例 -----	4 4
・ 議案第 9 4 号	大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例 -----	4 8
・ 議案第 9 5 号	大東市国民健康保険税条例 -----	5 0
・ 議案第 9 7 号	大東市基金条例 -----	5 4
・ 議案第 9 8 号	大東市下水道条例 -----	5 6

大東市事務分掌条例 新旧対照表

新
<p><u>大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例</u></p>
<p><u>(趣旨)</u></p>
<p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の直近下位の内部組織の設置およびその分掌する事務について、必要な事項を定めるものとする。</u></p>
<p><u>(内部組織の設置)</u></p>
<p><u>第2条 市長の直近下位の内部組織を、次のとおり設置する。</u></p>
<p>(1) ～ (8) (略)</p>
<p><u>(分掌事務)</u></p>
<p><u>第3条 危機管理室の分掌する事務は、危機管理に関することとする。</u></p>
<p>2 地方創生局の<u>分掌する事務</u>は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) ～ (2) (略)</p>
<p>3 政策推進部の<u>分掌する事務</u>は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) ～ (5) (略)</p>
<p>(6) (略)</p>
<p>(7) (略)</p>
<p>(8) (略)</p>
<p>(9) (略)</p>
<p>(10) (略)</p>
<p>(11) (略)</p>

主要改正点

- ・機構改革に伴い、当該条文の変更を行ったこと。

旧
<p><u>大東市事務分掌条例</u></p>
<p><u>(内部組織)</u></p>
<p><u>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるための内部組織は、次のとおりとする。</u></p>
<p>(1) ～ (8) (略)</p>
<p><u>(事務分掌)</u></p>
<p><u>第2条 危機管理室の事務分掌は、危機管理に関することとする。</u></p>
<p>2 地方創生局の<u>事務分掌</u>は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) ～ (2) (略)</p>
<p>3 政策推進部の<u>事務分掌</u>は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) ～ (5) (略)</p>
<p><u>(6) 徴収困難な債権の回収に関すること。</u></p>
<p>(7) (略)</p>
<p>(8) (略)</p>
<p>(9) (略)</p>
<p>(10) (略)</p>
<p>(11) (略)</p>
<p>(12) (略)</p>

## 新

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) 産業の振興に関すること。

(16) 労働行政に関すること。

4 総務部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) ～ (13) (略)

(14) 徴収困難な債権の回収に関すること。

(15) (略)

5 市民生活部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) ～ (4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

6 福祉・子ども部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) ～ (6) (略)

7 保健医療部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) ～ (9) (略)

8 街づくり部の分掌する事務は、次のとおりとする。

## 旧

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

4 総務部の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) ～ (13) (略)

(14) (略)

5 市民生活部の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) ～ (4) (略)

(5) 産業の振興に関すること。

(6) 労働行政に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

6 福祉・子ども部の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) ～ (6) (略)

7 保健医療部の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) ～ (9) (略)

8 街づくり部の事務分掌は、次のとおりとする。

## 新

(1) ～ (11) (略)

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 旧

(1) ～ (11) (略)

(委任)

第3条 前条の規定による室または部の内部の事務分掌その他の事務処理に必要な事項は、市長が別に定める。

# 議案第91号

## 大東市職員の退職手当に関する条例

## 大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例

### 新

(大東市職員の退職手当に関する条例)

第1条 ～ 第9条 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 勤続期間6か月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) (略)

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

### 主要改正点

- ・雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されることにより、国家公務員退職手当法が改正されることにかんがみ、条文中の文言を整理したこと。

### 新旧対照表

### 旧

第1条 ～ 第9条 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 勤続期間6か月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) (略)

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

## 新

6 勤続期間6か月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 ～ 10 （略）

11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) ～ (5) （略）

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者  
同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12 ～ 14 （略）

15 第11項の規定は、第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項または第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）および第7項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項または第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就

## 旧

6 勤続期間6か月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 ～ 10 （略）

11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1) ～ (5) （略）

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

12 ～ 14 （略）

15 第11項の規定は、第7項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

## 新

業促進手当」と読み替えるものとする。

16 ～ 17 (略)

第11条 ～ 第21条 (略)

(大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例)

第1条 ～ 第14条 (略)

(退職手当)

第15条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 勤続期間6か月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

6 (略)

7 前3項に定めるもののほか、第4項または前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

第15条の2 ～ 第19条 (略)

## 旧

16 ～ 17 (略)

第11条 ～ 第21条 (略)

第1条 ～ 第14条 (略)

(退職手当)

第15条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 勤続期間6か月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

6 (略)

7 前3項に定めるもののほか、第4項または前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

第15条の2 ～ 第19条 (略)

## 議案第92号

### 大東市市税条例

#### 大東市市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新
(大東市市税条例)
第1条 ～ 第18条の4 (略)
(納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金)
第19条 納税者または特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2もしくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項および第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項もしくは第2項、第102条第2項、第139条第1項、第140条の12第3項または第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合においては、当該税額または納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、 <u>第2号および第5号</u> において同じ。)の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、 <u>第1号から第4号までに掲げる期間ならびに第5号および第6号に定める日までの期間</u> については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、または納入書によって納入しなければならない。
(1) (略)
(2) 第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過す

#### 主要改正点

- ・軽自動車税のグリーン化特例の軽課措置を1年延長したこと。
- ・特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について規定したこと。

旧
第1条 ～ 第18条の4 (略)
(納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金)
第19条 納税者または特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2もしくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項および第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項もしくは第2項、第102条第2項、第139条第1項、第140条の12第3項または第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合においては、当該税額または納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号 <u>および第2号</u> において同じ。)の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、 <u>当該各号に掲げる期間</u> については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、または納入書によって納入しなければならない。
(1) (略)
(2) <u>第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の規定による申告書に限る。)</u> 、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第

## 新

る日までの期間

(3) 第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) (略)

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第2項および第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日またはその日の翌日から1月を経過する日

第20条 ～ 第42条 (略)

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更または決定およびこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書または国の税務官署がした所得税の更正もしくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、もしくは賦課する必要を認めた場合には、すでに第35条第1号ただし書もしくは第2号または第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、ただちに変更による不足税額または賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項および第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、

## 旧

139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第2項および第23項の申告書を除く。）、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) (略)

第20条 ～ 第42条 (略)

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更または決定およびこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書または国の税務官署がした所得税の更正もしくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、もしくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第35条第1号ただし書もしくは第2号または第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、ただちに変更による不足税額または賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下次項において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パ

## 新

年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、または所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書および所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、または国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、または所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正および所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、または賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、または国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

## 旧

一セント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、または所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書および所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、または国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、または所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正および所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更しまたは賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

## 新

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第44条 ～ 第47条の6 （略）

（法人の市民税の申告納付）

第48条 （略）

2 （略）

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項または第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間またはその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出

## 旧

第44条 ～ 第47条の6 （略）

（法人の市民税の申告納付）

第48条 （略）

2 （略）

3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項または第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間またはその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当

## 新

期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限) までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合または法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限) までの期間

6 (略)

7 (略)

第49条 (略)

## 旧

該申告書の提出期限) までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 (略)

6 (略)

第49条 (略)

## 新

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

### 第50条 (略)

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項または第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間または当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項または第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定がされたこと（同条第2項または第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日または国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により

## 旧

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

### 第50条 (略)

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項または第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間または当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項または第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定がされたこと（同条第2項または第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日または国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

## 新

納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合または法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第51条 ～ 第145条 （略）

付 則

第1条 ～ 第5条 （略）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

## 旧

第51条 ～ 第145条 （略）

付 則

第1条 ～ 第5条 （略）

第6条 削除

## 新

第6条の2 ～ 第15条の3 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 (略)

2 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

## 旧

第6条の2 ～ 第15条の3 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 (略)

2 法附則第30条第3項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

## 新

	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

4 法附則第30条第5項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

第16条の2 ～ 第19条の3 （略）

（特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等または外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第

## 旧

	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

4 法附則第30条第5項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

第16条の2 ～ 第19条の3 （略）

## 新

2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第19条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第19条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項および第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項および第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項および第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同法第7条第18項（同法第

## 旧

## 新

1 1 条第 1 2 項および第 1 5 条第 1 8 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第 1 9 条の 4 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第 1 9 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等または外国居住者等所得相互免除法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第 3 3 条第 3 項および第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条および第 3 4 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項（外国居住者等所得相互免除法第 1 2 条第 6 項および第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 3 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 1 0 0 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたものおよびその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

## 旧

## 新

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第19条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第19条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項および第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額もしくは配当所得の金額」とする。
- (4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第19条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の4の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子

## 旧

（条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に

## 新

等については、第33条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第19条の4の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第19条の4の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規

## 旧

については、第33条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第19条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第19条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等

## 新

定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第19条の4の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項および第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 （略）

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第19条の4の2第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条の3第1項および第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項ならびに付則第7条第1項、第7条の3第1項および第7条

## 旧

に係る雑所得等の金額とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第19条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項および第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条および第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 （略）

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第19条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項および付則第7条の3

## 新

の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第19条の4の2第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額もしくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第19条の4の2第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「または同条第6項」とあるのは「もしくは付則第19条の4の2第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法

## 旧

の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第19条の4第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第19条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額または配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第19条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「または同条第6項」とあるのは「もしくは付則第19条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地

## 新

及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定および法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、または第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第19条の5 ～ 第29条 （略）

（大東市市税条例の一部を改正する条例）

本則 （略）

付 則

第1条 ～ 第4条 （略）

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 （略）

2 ～ 6 （略）

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、大東市市税条例第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条第3号	第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限

## 旧

方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定および法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、または第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第19条の5 ～ 第29条 （略）

本則 （略）

付 則

第1条 ～ 第4条 （略）

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 （略）

2 ～ 6 （略）

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条第3号	<u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。）</u> 、第98条第1項もしくは第2項の申	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限

# 新


8 ～ 14 (略)

第6条 ～ 第7条 (略)

# 旧

	告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	

8 ～ 14 (略)

第6条 ～ 第7条 (略)

## 議案第94号

### 大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例

#### 新

第1条 ～ 第3条 (略)

(記録の保存年限)

第4条 前条の規定にかかわらず、指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項および第181条第2項に規定するサービスの提供の記録は、当該サービスを提供した日（指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項第1号、第17条第2項第1号、第36条第2項第1号、第40条の15第2項第1号、第60条第2項第1号、第87条第2項第1号および第2号、第107条第2項第1号、第128条第2項第1号、第156条第2項第1号ならびに第181条第2項第1号および第2号に掲げる計画にあつては当該計画の完了の日、第3条の40第2項第5号、第17条第2項第3号、第36条第2項第3号、第40条の15第2項第4号、第60条第2項第3号、第87条第2項第5号、第107条第2項第4号、第128条第2項第5号、第156条第2項第4号および第181条第2項第7号に掲げる通知に係る記録にあつては当該通知の日）から5年間保存するものとする。

第5条 ～ 第6条 (略)

#### 主要改正点

- ・地域密着型通所介護に係る記録の保存年限について規定したこと。

#### 新旧対照表

#### 旧

第1条 ～ 第3条 (略)

(記録の保存年限)

第4条 前条の規定にかかわらず、指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項、第17条第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項および第181条第2項に規定するサービスの提供の記録は、当該サービスを提供した日（指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項第1号、第17条第2項第1号、第60条第2項第1号、第87条第2項第1号および第2号、第107条第2項第1号、第128条第2項第1号、第156条第2項第1号ならびに第181条第2項第1号および第2号に掲げる計画にあつては当該計画の完了の日、第3条の40第2項第5号、第17条第2項第3号、第60条第2項第3号、第87条第2項第5号、第107条第2項第4号、第128条第2項第5号、第156条第2項第4号および第181条第2項第7号に掲げる通知に係る記録にあつては当該通知の日）から5年間保存するものとする。

第5条 ～ 第6条 (略)

大東市国民健康保険税条例 新旧対照表

新
本則 (略)
付 則
1 ～ 9 (略)
<u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u>
<u>10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条および第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。</u>
<u>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u>
<u>11 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8</u>

主要改正点

- ・特例適用利子等および特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めたこと。

旧
本則 (略)
付 則
1 ～ 9 (略)

## 新

条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。

12 (略)

13 (略)

## 旧

10 (略)

11 (略)

大東市基金条例 新旧対照表

新											
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる基金(以下「基金」という。)を、それぞれ同表の右欄に掲げる目的のために設置する。</p>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大東市教育文化基金</td> <td>国語力育成等、教育および文化の向上に要するため、資金を積み立てること。</td> </tr> <tr> <td><u>大東市学校施設整備基金</u></td> <td><u>学校施設の整備に要する資金に充てるため資金を積み立てること。</u></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	目 的			大東市教育文化基金	国語力育成等、教育および文化の向上に要するため、資金を積み立てること。	<u>大東市学校施設整備基金</u>	<u>学校施設の整備に要する資金に充てるため資金を積み立てること。</u>			
名 称	目 的										
大東市教育文化基金	国語力育成等、教育および文化の向上に要するため、資金を積み立てること。										
<u>大東市学校施設整備基金</u>	<u>学校施設の整備に要する資金に充てるため資金を積み立てること。</u>										
<p>2 ～ 4 (略)</p> <p>第2条 ～ 第7条 (略)</p>											

主要改正点

- ・大東市学校施設整備基金を設置したこと。

旧									
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる基金(以下「基金」という。)を、それぞれ同表の右欄に掲げる目的のために設置する。</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大東市教育文化基金</td> <td>国語力育成等、教育および文化の向上に要するため、資金を積み立てること。</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	目 的			大東市教育文化基金	国語力育成等、教育および文化の向上に要するため、資金を積み立てること。			
名 称	目 的								
大東市教育文化基金	国語力育成等、教育および文化の向上に要するため、資金を積み立てること。								
<p>2 ～ 4 (略)</p> <p>第2条 ～ 第7条 (略)</p>									

大東市下水道条例 新旧対照表

新			
本則 (略)			
別表 (第18条関係)			
区分	汚水量	1か月分の使用料	
一般排水	10㎡まで	1㎡につき	<u>751円</u>
	11㎡以上 20㎡まで		<u>104円</u>
	21㎡以上 30㎡まで		<u>121円</u>
	31㎡以上 50㎡まで		<u>145円</u>
	51㎡以上 100㎡まで		<u>186円</u>
	101㎡以上 500㎡まで		<u>220円</u>
	501㎡以上 1,000㎡まで		<u>255円</u>
	1,001㎡以上 5,000㎡まで		<u>290円</u>
	5,001㎡以上 10,000㎡まで		<u>325円</u>
	10,001㎡以上		<u>360円</u>
浴場排水	1,000㎡まで		<u>26円</u>
	1,001㎡以上 3,000㎡まで		<u>30円</u>
	3,001㎡以上		<u>33円</u>
備考 (略)			

主要改正点

- ・公共下水道の使用料を改めたこと。

旧			
本則 (略)			
別表 (第18条関係)			
区分	汚水量	1か月分の使用料	
一般排水	10㎡まで	1㎡につき	<u>626円</u>
	11㎡以上 20㎡まで		<u>87円</u>
	21㎡以上 30㎡まで		<u>101円</u>
	31㎡以上 50㎡まで		<u>121円</u>
	51㎡以上 100㎡まで		<u>155円</u>
	101㎡以上 500㎡まで		<u>184円</u>
	501㎡以上 1,000㎡まで		<u>213円</u>
	1,001㎡以上 5,000㎡まで		<u>242円</u>
	5,001㎡以上 10,000㎡まで		<u>271円</u>
	10,001㎡以上		<u>300円</u>
浴場排水	1,000㎡まで		<u>22円</u>
	1,001㎡以上 3,000㎡まで		<u>25円</u>
	3,001㎡以上		<u>28円</u>
備考 (略)			